

群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会会則

(名称)

第1条 本会は、群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会内に置く。

(会員及び組織)

第3条 本会は、群馬県内の地域包括支援センター等と在宅介護支援センター等をもって組織する。

2. 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

(目的)

第4条 本会は、地域包括・在宅介護支援センターの運営に関し、共通事項の調査研究、施設相互の連絡調整及び職員の資質の向上を図るとともに、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域包括・在宅介護支援センターの運営に関する調査研究
- (2) 会員相互の交流、情報交換
- (3) 職員の研修
- (4) その他目的達成のために必要な事項

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 幹事 | 若干名 |
| (5) 監事 | 1名 |

2. 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員選任は、会員の互選による。

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3. 会計は、会計を掌握する。

4. 幹事は、会務を執行する。

5. 監事は、会計を監査し、総会に報告する。

(総会)

第8条 総会は、毎年1回会長が召集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を開くことができる。

2. 総会は、会員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決する。

3. この会則に定めるほか、総会の審議事項は次のとおりとする。

- (1) 年間事業計画に関する事項
- (2) 予算・決算に関する事項
- (3) 会則の改正、変更に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) その他会長が付議した事項

(役員会)

第9条 会長は、役員会を随時に招集することができる。

(議長)

第10条 総会及び役員会の議長は会長があたる。

(専門委員会)

第11条 本会に専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会の細則に関しては別に定める。

(会計)

第12条 本会の経費は次に掲げるものをもってこれにあてる。

- (1) 会費
- (2) その他の収入

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(その他必要事項)

第14条 この会則に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な事項は別にこれを定めることができる。

付則

- 1 事務所は、第2条の規定にかかわらず、本会設立の日から当面の間、会長の所属する施設に置く。
- 2 設立当初の役員任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、本会設立の日から平成23年3月31日までとする。
- 3 設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、本会設立の日から平成22年3月31日までとする

付則

この規定は、平成21年9月3日より施行する。

群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会 会 費 規 程

群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会会則第3条第2項にもとづき、以下の
ように定める。

- 1 地域包括支援センター等の場合
年 15,000円
- 2 在宅介護支援センター等の場合
年 15,000円

付則

協議会設立年度の会費については、以下のとおりとする。

- 1 地域包括支援センター等（行政直営以外）の場合
年 7,500円
地域包括支援センター等（行政直営）の場合
年 0円
- 2 在宅介護支援センター等の場合
年 7,500円

平成21年9月3日制定